

18 結核医療提供体制の推進

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

結核病床の維持、確保を図り、入院が必要な結核患者に対し、適切な医療を提供する体制を整備するため、財政的支援制度を創設すること。また、結核医療を担う医師を育成するための財政的支援等を行うこと。さらに、外国人労働者の増加により今後増加する可能性がある多剤耐性結核に関する調査や新しい治療法開発を推進すること。

《現状・課題等》

- 全国的に、結核病床の利用率の低下や結核医療を担う医師の減少によって、結核病棟の維持が困難になるとともに、医療アクセスの悪化している地域もあることから、患者を中心とした医療提供体制の確保に努める必要があります。
- 国は、令和2（2020）年までに、結核罹患率（人口10万対）10以下の低まん延国をめざしていますが、平成29（2017）年の結核罹患率は13.3、新規登録患者数は16,789人と依然として結核は我が国最大の慢性感染症です。本県においては、平成29（2017）年の結核罹患率は12.2、新規登録患者数は219人で、近年は横ばいで推移しています。
- 結核の治療にあたっては、適切な医療が提供されない場合、治癒が阻害されるのみならず、治療が困難な多剤耐性結核の発生に至る可能性があるため、適切な医療の提供が極めて重要です。さらに、結核患者の多くは高齢者であり、合併症を有する者が多く治療形態が多様化していることから、患者の身近な地域で個別の病態に応じた治療が受けられる地域医療連携体制の整備が重要です。
- また、最近、外国人労働者が多剤耐性結核を発症する事例が複数回発生しており、感染症防止の観点から複数人部屋を1人の患者が使用することによって結核病床が満床になり、他の入院患者の受入れに支障が生じています。
- 本県では、結核病床は結核医療の拠点となる医療機関に整備し、ユニット化も実施しています。また、これ以外にも5か所の医療機関にモデル病床を整備し、ほぼ二次医療圏毎に結核患者の入院医療の確保に努めてきました。しかし、全国同様に、結核病床の利用率は低下し、その維持が難しくになるとともに、結核医療を担う医師の減少によって患者の受入れを中止した医療機関もあり、当該地域では患者の受入れができなくなっています。
- 今後、結核医療を継続していくためには、空床を補償する制度の創設等、結核病床の運営に対する財政的支援や、結核診療報酬の増額等、結核診療へのインセンティブが必要です。また、結核医療を担う医師を計画的に育成するためには、研修会参加への支援や、結核治療を担う中核的な医療機関での実地研修実施への支援など人材育成のための財政的・技術的支援が必要です。
- さらに、外国人労働者の増加により今後増加する可能性がある多剤耐性結核に対し、国主導による調査や新しい治療法の開発が必要です。

事務担当 医療保健部薬務感染症対策課、地域医療推進課
関係法令等 医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

19 骨髄提供者に対する支援

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

ドナーが骨髄等の提供に伴う入院や通院などのために休業する場合における全国一律のドナー支援補助制度を設けること。

《現状・課題等》

- 平成 31 (2019) 年 1 月末現在の全国のドナー登録者数は 49 万人を超え、移植希望患者との HLA 適合率は 9 割を超えていますが、移植率は 6 割程度にとどまっており、ドナーが見つかってドナーの健康上の理由以外（仕事の都合等）により、4 割の方が提供を断念しています。
- 提供のために仕事を休むとその分だけ減収になるドナーの経済的・精神的な負担軽減を図るため、骨髄提供のための通院や入院のための休業等を補う支援制度を設けることが必要です。なお、平成 31 (2019) 年 1 月現在、38 都府県の 433 市区町村でドナー支援制度を導入しています（本県においても 5 市が導入）。
- 骨髄バンク事業は、全国の患者・ドナーを対象としているもので、地方自治体の枠組みを越えた事業であるため、ドナーへの支援は都道府県や市町村で個別に実施するものでなく、全国統一的に実施することが望ましいものであり、国において制度化すべきものです。

事務担当 医療保健部薬務感染症対策課
関係法令等 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

20 希望がかなう少子化対策

(その1:「第2子の壁」突破に向けた男性の育児参画の推進)

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

1 「第2子の壁」突破に向けた男性の育児参画の推進

- (1) 出生率を回復させた諸外国の政策を例に、家族関係社会支出の対 GDP 比を倍増させるなど、未来への投資として、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、特定財源化など社会全体で支える持続可能性の高い制度の構築に向けて早急に検討を行うこと。
- (2) 少子化対策は長期にわたって取り組む必要があることから、「地域少子化対策重点推進交付金」について、より一層地方の取組を進めるため、地方の財政負担が軽減されるよう予算総額の確保と当初予算の増額に努めるとともに、男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組について、地域でモデル的に試行できる仕組みを構築すること。
- (3) 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、育児参画に有効な時間単位等の休暇を、企業に普及させる取組を行うこと。
- (4) 企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など要件を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。また、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知すること。

《現状・課題等》

- 「家族関係社会支出の対 GDP 比」は、出生率の回復を実現した諸外国が3%程度であるのに対し、日本では徐々に増加しているものの依然として1%台前半にとどまっています。この比率が2%に上昇すると合計特殊出生率が2.10に達するとの研究結果※もあることから、未来への投資として、当面は2%台をめざして、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保することが必要です。

※参考文献 加藤久和・中野諭(2016)「少子化対策で将来の出生率や人口はどうなるか？」

—少子化対策と出生動向に関する将来シミュレーション『少子化は止められるか?』(有斐閣)135~152頁

- 少子化対策は成果が表れるまでに長い時間を要することから、取組を継続・強化する必要がありますが、医療や介護の社会保険制度のように社会全体で支える持続可能性の高い制度はありません。そこで本県は平成30(2018)年度に全国初の取組として、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源の確保に向けて、法人県民税超過課税の税収を原資とした「子ども基金」を創設したところです。

- 地域少子化対策重点推進交付金（以下、「本交付金」という。）は、令和元（2019）年度当初予算に 9.5 億円（対前年度比 95%）、平成 30（2018）年度補正予算に 16 億円（同 80%）の計 25.5 億円（同 85%）が確保されました。本交付金は地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策を進める上で有効です。
- 男性の育休取得についての気運を高め、取得率を向上させるため、本交付金の対象分野となった男性の育児参画や「イクボス」の推進等の取組の実施に必要な予算総額を確保することが必要です。
- 男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に増やすためには、男性産休制度（出産前後に育児参画目的に取得できる有給休暇制度）の法制化や、男性の育児休業の法定取得率の設定なども有効であると考えられます。企業の中には、男性の育休取得を義務化するところも出てきましたが、男性の育児休暇や育児休業の義務化・法制化等による業務への影響を心配する声も多いことから、企業等と連携して多くのロールモデルを構築するとともに、成果と効果の検証を行って理解を拡げることが必要であり、このような試みを地域でモデル的に実施できるような仕組みを構築することが有効です。
- 本県が県民約 3 万人を対象に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」によると、結婚経験がある人の理想の子ども数の平均は 2.37 人で、現在の子どもの数（1.49 人）とは 0.88 人の差があります。このため、県民の希望をかなえるためには「第 2 子の壁」を克服する必要があり、夫の家事・育児時間が長いほど第 2 子以降の出生割合が高いこともふまえると、男性の育児参画の推進がより重要となっています。
- 本県が実施した平成 29（2017）年度県内事業所労働条件等実態調査によると、正社員の年次有給休暇の平均取得日数は 8.0 日と少ない状況です。また、「みえの労使協働による仕事と結婚・子育て等の両立促進に関する調査」によると、育児休暇取得の対象となる男性従業員がいる事業所のうち、実際に取得した従業員がいる事業所は 2 割にとどまっており、育児休暇の取得は全体として進んでいない状況にあります。
- 三重県知事との「サンキュー育休トーク」を開催した企業の中には育児休暇を有給化したことで取得率が大幅にアップしているところがあり、また、三重県庁では、男性職員の育児参加休暇の取得が進んだ結果、育児休業取得率も年々取得率が上昇していることから、よりハードルの高い育児休業の取得促進に向けては出産直後などに休暇が取得しやすい風土や環境づくりが必要です。

- 家庭との両立、特に家族の病気や子どもの送迎、役所への手続き等では時間単位の休暇が有効と考えられますが、本県が実施した平成 29 (2017) 年度県内事業所労働条件等実態調査によると、時間単位休暇制度を実施している事業所は 25.3%にとどまっています。企業等に時間単位休暇制度などの導入を促すとともに、導入に向けた就業規則の改定に関するアドバイスが受けられるようにするなど、企業等を支援する取組が必要です。
- 少子化を克服したと言われるフランスでは、男性に対して雇用者負担による 3 日間の出産有給休暇や国社会保険による 11 日間の子どもの受入父親休暇等があり、雇用者に罰則付きの対応義務があること等から、育休取得率が高いとされています。これらの期間で男性は赤ちゃんと触れ合い、家事や育児をしっかりと担えるようになる効果が期待されています。
- 男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりなどを支援する国の「両立支援等助成金」等について、より多くの企業に活用を促していくためには、制度の利用状況や事例等を地方自治体と密に共有し、連携して企業に分かりやすく周知していくことが有効と考えます。また、助成金について、現状の有給休暇取得状況などもふまえ、例えば、「出生後 8 週間以内に開始する連続 14 日以上（中小企業は連続 5 日以上）の育児休業を取得する男性職員」の要件である連続取得日数を短縮することや、2 人目以降の助成金の低減を廃止するなど制度をより活用しやすいものにしていくことが必要です。さらに、制度の活用を希望する企業等に確実に支援が行われるように、必要な財源を確保することが必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、労働基準法

20 希望がかなう少子化対策 (その2：不妊に悩む家族への支援)

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

2 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用など経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する助成制度を創設すること。
- (2) 小児・思春期・若年がん患者の妊孕性（生殖機能）温存治療（精子・卵子・胚・卵巣の凍結）に対する公的助成制度を創設すること。
- (3) 不妊治療を受けながら仕事を続けられるよう、職場での不妊治療に対する理解を促し、企業における治療日数に応じた休暇制度の導入を働きかけること。

《現状・課題等》

- 初回の特定不妊治療に限り助成額が30万円に拡充され、特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療についても助成額が同額に拡大されましたが、一般的に一回の特定不妊治療にかかる費用は、数十万円と高額であり、治療を受ける夫婦の経済的負担は大きいと言えます。本県では、夫婦合算所得が400万円未満の夫婦に対して、上限10万円の上乗せ助成を行う市町への補助を行っています。国においてもさらなる助成額の引上げや所得制限の見直し、医療保険適用など、一層の負担軽減策が必要です。また、夫婦合算所得400万円未満の方に対し、本県では、一般不妊治療（人工授精）や不育症治療に係る助成を行う市町への補助を行っています。国においても治療費の医療保険適用および助成制度の創設を含めた負担軽減策が必要です。
- 40歳未満でがんと診断される人は、本県では年間約270人（平成30（2018）年2月発表の平成25（2013）年三重県地域がん登録）いるとみられます。がん治療の影響で、がんが治っても妊娠・出産が難しくなる場合がありますが、現在では、妊孕性温存治療にて、将来子どもをもてる可能性があるようになっています。
- 妊孕性温存治療において、精子の凍結は約2万円、卵子・卵巣の凍結には20万から60万円、また保存にも費用がかかり、がん治療費用も含め経済的負担は多大です。本県では、平成29（2017）年8月以降の実績から年間14人が治療を受けると推測されます。平成28（2016）年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業の「若年がん患者に対するがん・生殖医療の有効性に関する調査研究班」によると、全国では、温存治療の対象となる年間の患者数は約5,600人（女性2,600人、男性3,000人）、年間の費用は総計約10.6億円が見込まれています。将来子どもを産み育てることを望む方の希望をかなえるためにも、がん治療医と生殖医療医の医療連携体制の構築を促進するとともに、公的助成制度の創設が必要です。

○ 不妊は女性だけでなく男性に原因があることもあります。不妊治療は、妊娠・出産まで、あるいは治療をやめるまで続きます。また排卵周期にあわせた通院が必要なため、予定が決まらず、精神面での負担、ホルモン剤投与による体調不良も生じやすく、仕事との両立が難しい現状があります。

本県では、不妊に悩む夫婦をサポートするため不妊専門相談センターを開設するとともに、不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発するための一般向け講演会を開催し、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを進めています。

○ 平成 29（2017）年度厚生労働省実施の「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」によると、不妊治療に対する支援制度のある企業は9%しかありません。不妊治療を行う従業員の多くが休暇制度や柔軟な勤務を可能とする制度、さらに、これらを利用しやすい環境を求めており、企業に対して勤務と治療の両立支援に向けた働きかけが必要です。

本県では、働く女性が安心して妊娠・出産し、男女がともに子育てをしながら仕事を継続しやすい環境の整備に向け、県内企業とともにワークライフバランスの推進に取り組んでいるところですが、全国規模の大企業等については、県の取組だけでは限界があるため、国においても不妊治療のための休暇制度導入の働きかけや、不妊治療と仕事の両立を応援する企業へのインセンティブの付与などの支援が必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課

関係法令等 少子化社会対策大綱、母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

20 希望がかなう少子化対策 (その3：幼児教育・保育の充実)

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

3 幼児教育・保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保および実施主体である市町の取組について十分な支援を行うこと。
幼児教育・保育に係る予算は、現在所管府省が内閣府、文部科学省、厚生労働省に分かれており、施設整備などの事業を進めるにあたって、予算確保のアンバランスや事務の煩雑さなど、さまざまな課題があることから、新制度の円滑な推進が図られるよう、予算や事務手続きについて関係府省で制度所管を一元化すること。
- (2) 新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善におけるベースアップ率などについて、統一した仕組みを国が明確に示すとともに、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない仕組みとなるよう制度改善を図ること。
- (3) 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して保育士加配の支援を行う事業について、現行は対象児童を入所児童の40%以上としているものを、20%以上とするなど要件を緩和すること。
- (4) 野外体験保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めること。

《現状・課題等》

- 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、消費税増収分から充当される7千億円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、全ての子ども・子育て家庭に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るとしています。平成29(2017)年6月には新プラン「子育て安心プラン」が発表され、さらに12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、「子育て安心プラン」を2年前倒しし、令和2(2020)年度末までに約32万人分の受け皿整備を行って待機児童を解消した上で、令和4(2022)年度末までに女性就業率80%に対応できるようにするとされています。これらの取組の着実な推進には、その財源確保が緊急、不可欠な要件です。
- 幼児教育・保育に係る予算は、現在所管府省が内閣府、文部科学省、厚生労働省に分かれていることから、施設整備などの事業を進めるにあたって、予算確保のアンバランスや事務の煩雑さなど、さまざまな問題が起こっています。
特に、認定こども園については、一つの施設整備であるにもかかわらず、補助金の交付元が保育所部分と幼稚園部分で分かれており、申請にあたっては共用部分を按分して積算するなど、非効率な事務作業が発生しています。
また、文部科学省分の予算は圧縮がかかるなどして十分に確保されておらず、施設整備の推進に支障をきたす場合があります。新制度の取組は、制度の所管とともに、予算についても関係省庁で一元化することが必要です。

- 新制度へ移行していない私立幼稚園については、その処遇改善の基準となるベースアップの率などを各都道府県で設定することとしている上、ベースアップ部分の全額と、更なる処遇改善部分の1/2を園で自己負担する仕組みになっており、少子化の影響などで経営環境の厳しい私立幼稚園にとって、大きな負担となっています。

国は、子ども・子育て支援3法案の附帯決議（「新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努める」）に基づき、新制度に移行していない私立幼稚園についても、移行した園と同様に支援するため、園に負担を求めない処遇改善の制度を構築する必要があります。

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る事業を実施する市町に対して補助が行われています。

補助の要件は、対象児童を入所児童の40%以上受け入れていることとされていますが、基準に満たない保育所においても加配保育士を配置して、必要な対応に努めている保育所も多数あることから、補助対象の拡充を行う必要があります。

- 平成27（2015）年度に県内の保育所や幼稚園を対象に実施した野外体験保育有効性調査によると、野外体験保育の頻度が高い施設ほど、多くの園児に「自分が進んで何でもやる」、「人のために何かをしてあげるのが好きだ」などの様子が見られると回答した割合が高くなっています。

このことをふまえ、県では、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発等を、市町や関係機関と連携して進めることとしています。

一方で、平成28（2016）年度に県が実施した野外体験保育事例研究会では、保護者の理解、保育士・教員の知識や経験不足、フィールドの不足など、取組を進める上での課題が明らかとなっています。また、県の取組等を通じて野外体験保育に関心のある施設や市町が増えてきたことから、保護者等への継続的な普及啓発とともに、保育士・教員のスキルの向上や養成機関におけるカリキュラムの設定などの人材育成を進めることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令

20 希望がかなう少子化対策 (その4：放課後児童対策の推進)

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

4 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図ること。また、夏休みなどの長期休暇中は利用申込が増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを創設すること。
- (2) 放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくり推進のため、放課後子ども教室の活動経費を補助する「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助率の圧縮が行われることのないよう、十分な財源を確保すること。
- (3) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。

《現状・課題等》

- 放課後児童クラブへの補助は、補助単価が一定増額されたものの、依然として開設日数が年間250日を割った場合や19人以下の小規模なクラブに対する補助額が低い状況にあります。

小学校で土曜日の授業が増え、開設日数が年間250日に届かなくなるケースが生じており、補助要件の開設日数（年間250日以上）の緩和が必要です。緩和ができない場合には、開設日数が年間250日を割ったクラブの基本額や長時間開所加算額の算定等、単価設定を年間250日以上開設のクラブに近づくよう見直す必要があります。

19人以下の小規模なクラブの補助額（19人の場合2,797千円（1支援単位の基本額2,238千円＋小規模放課後児童クラブ支援事業559千円））は、20人以上のクラブの補助額（3,906千円）に比べて、大きな差（1,109千円）があります。安定したクラブ運営のためには、運営に関する基準に定める2人以上の職員配置が可能となるよう、補助額を見直す必要があります。

本県では、10人未満の小規模な放課後児童クラブについて厚生労働省と協議を行った結果、全てのクラブが補助対象として認められましたが、必要な地域に放課後児童クラブを設置・運営できるよう支援するためには、「山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している、または、厚生労働大臣が認める場合」という条件を撤廃する必要があります。

また、例年、夏休みなどの長期休暇中は利用希望者が増加するにも関わらず、既存の放課後児童クラブでは受入れができず、施設面積や人員配置にも余裕が無いため、長期休暇加算を活用して支援の単位を増やすこともできないとの声が寄せられています。国では、令和元（2019）年度に「放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象にした、放課後の子どもの居場所の確保」の事業を創設される予定ですが、長期休暇中に特化した同様の仕組みを創設することで、増加する利用希望者に対応することが必要です。

○ 放課後子ども総合プランに基づき、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと共に放課後子ども教室の整備が推進されているところです。

放課後子ども教室の活動経費については、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業」の中で補助が行われていますが、予算の状況により補助率の圧縮が行われる場合があります。（平成30（2018）年度 92.19% 平成29（2017）年度 95.25% 平成28（2016）年度 85.24%）放課後子ども教室が活動を安定的に継続し、子どもたちの安全を確保するためにも十分な財源を確保し、安定的な補助を行う必要があります。

○ ひとり親家庭の保護者は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスの充実や子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27（2015）年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。

ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課、子育て支援課
関係法令等 社会教育法、児童福祉法、児童福祉法施行令

20 希望がかなう少子化対策 (その5：発達支援が必要な子どもへの対応)

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

5 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算額の十分な確保に努めること。
- (2) 発達障がい疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

《現状・課題等》

- 発達障がいについては早期発見、早期支援が重要であることから、本県の児童精神科医療施設である県立子ども心身発達医療センターでは、発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」を開発し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進しています。また、同センターでは、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて研修を実施し、地域における発達支援の核となる専門人材「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として育成しており、さらに、平成29(2017)年度からは「CLMと個別の指導計画」の指導を中心とした3か月程度の中期研修を実施しています。
しかしながら、いずれの場合も長期の養成期間が必要となり、その間、職員を派遣する費用は市町村が負担しています。そのため、地域生活支援事業への市町村職員の中長期研修に係る支援対象経費に派遣職員の旅費や代替職員の賃金等を追加するとともに、事業費予算総額の十分な確保が必要です。
- 発達障がいに関する専門的医療機関の数は全国的にも少なく、早期発見、早期支援が重要であるにもかかわらず、初診待機が長期にわたる例も多く、本県においても、子ども心身発達医療センターは数か月待ちの状態です。地域の小児科医が発達障がいを診察する場合は、幼児期の状況や成育歴、家庭や学校等での行動などを注意深く聴き取る必要があり、手間と時間を要します。また、長期の通院が必要なため、現行の「小児特定疾患カウンセリング料」が算定できる2年間を超える診療報酬上のメリットが必要です。さらに、精神科医が発達障がい児を診察する場合は、その特性上、1人につき1～2時間を費やすため、現行の時間区分（最大で30分以上）を見直し、時間区分に見合った診療報酬にすることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 児童福祉法、発達障害者支援法

20 希望がかなう少子化対策 (その6：母子保健施策を通じた虐待予防)

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

6 母子保健施策を通じた虐待予防

- (1) 産婦健康診査事業の財源確保を図り、全ての市町村を対象とした補助制度とすること。
- (2) 産婦健診に併せて行う新生児(2週間・1か月)健診の費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。
- (3) 特定妊婦に対し、第1子妊娠時から母子生活支援施設入所を可能とする制度改正を行うこと。

《現状・課題等》

- 「産婦健康診査事業」は、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するものとして重要ですが、その対象は産後ケア事業実施市町村に限定されています。
産後ケア事業を実施していない市町村であっても、家庭訪問、育児相談や教室等を通じて支援の必要な方のフォローを行うことは可能です。産後うつは、どの妊産婦にもおこる可能性があり、今般の児童福祉法および母子保健法の改正の趣旨に鑑み、全ての市町村での取組としていくことが必要です。
- また、うつによるネグレクトや新生児への虐待等の発見や予防には、母親の健康状態だけでなく、母子ともに健診を行い、新生児の身体発達・精神発達も含めて総合的に判断し、支援をしていくことが必要です。現在、地方交付税措置をされている乳幼児健診に加え、新生児健診も実施できるよう実情に応じた財政措置が必要です。
- 現在の制度では、母子生活支援施設において単身妊婦を受け入れることはできない状況です。「新しい社会的養育ビジョン」では、特定妊婦への相談支援体制について、これまでの母子保健を中心にした相談支援体制に加えて、妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する母子生活支援施設などの社会的養護体制の整備が必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課

関係法令等 児童福祉法、母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

20 希望がかなう少子化対策

(その7：児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策)

(内閣府、総務省、法務省、警察庁)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

7 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策

- (1) 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守るため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正などにより、被害につながる青少年への働きかけを抑止する等のさらなる規制について検討すること。
- (2) 自画撮り被害は、その大部分がコミュニティサイトの利用に起因して発生していることから、青少年が被害に遭うことのないよう電気通信事業者等と協議の上、被害防止に有効な技術開発や普及促進などの効果的なコミュニティサイト対策を行うこと。

《現状・課題等》

- 自画撮り被害に遭った児童数は、全国で平成 27 (2015) 年の 376 人から平成 29 (2017) 年は 515 人に増加しています。本県では、「青少年が使用する携帯電話のフィルタリングサービス」「家庭のルール作り」を推進していますが、被害は後を絶たない状況にあります。
- 現状の法規制では、画像を送らせ、手元に届いた時点で「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ禁止法」という。）」違反となりますが、事後的な対応となり、被害を未然に防ぐには十分ではありません。
- 未然防止として加害者側への新たな規制と媒介となるコミュニティサイト対策が必要と考えますが、インターネット上で行われる行為は、被害者と加害者が異なる都道府県に所在することが多いと考えられ、地域限定の条例で対応するのは限界があることから、児童ポルノ禁止法の改正などにより、加害者側への新たな規制、コミュニティサイト対策が必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

21 障がい者の地域生活への移行、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進

(内閣府、厚生労働省、スポーツ庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 生活介護、短期入所、共同生活援助など、ニーズの高い障害福祉サービス事業を行うための施設整備費等に対して、十分な財政措置を講じること。また、共同生活援助や特に小規模な就労継続支援B型など地域生活を支援する障害福祉サービスの報酬単価の増額改定を行うとともに、「地域生活支援事業」について、県・市町の事業実施に支障のないよう十分な財政措置を講じること。
- 2 医療的ケアを必要とする障がい児・者が、地域において必要な支援を受けるために十分な財政措置を講じること。
- 3 共生社会実現に向けた、相談体制の充実および紛争解決のための体制整備など障がい者差別の解消のために必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。
- 4 障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成および環境整備などの必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。

《現状・課題等》

1 本県では、国の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本指針に則して、平成30(2018)年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2018~2020年度)」において、施設入所者51人の減少をめざす等の目標を定めています。この目標を達成するためには、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用しつつ、障がい者の地域移行や地域生活支援を行う生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所などの整備を進めていく必要があります。障がい福祉関係施設の整備を着実に進めるための当該補助金の十分な財政措置が必要です。

また、令和元(2019)年10月から障がい福祉人材の処遇改善として障害福祉サービスの報酬が増額されますが、施設からの地域移行の受け皿となる共同生活援助や、通常の事業所での雇用が困難な障がい者が日中活動する場のうち、特に小規模な就労継続支援B型など地域生活を支援する障害福祉サービスについては、障害者総合支援法が目指す地域生活移行等を促すサービスであり、これらの障害福祉サービスの報酬単価についてはさらに増額していくことが必要です。

さらに、障がい児・者の日常生活や社会生活での自立に向けて、地域の実情や利用者のニーズに応じた柔軟な地域生活支援が求められており、県や市町が行う「地域生活支援事業」の取組を拡大していく必要があります。国の補助金による財政措置については県や市町が支弁する費用の1/2以内とされている中、平成30(2018)年度では1/2の額に対して6割程度の交付に止まっています。事業が円滑に、安定的に実施できるよう、事業実績に見合った確実な財政措置が必要です。

2 本県では、平成28(2016)年度から、国の補助事業等を活用しつつ医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業に取り組んでいるところですが、医療的ケアを必要とする障がい児・者(遷延性意識障害を含む)を受け入れる短期入所等の事業所は不足している状況にあります。このような中、平成30(2018)年度の報酬改定において、看護職員加配加算の創設や福祉型強化短期入所サービス費の創設など、医療的ケアを必要とする障がい児・者に対する支援の充実が図られ、また、医療型短期入所サービス費についても一定の見直しが行われました。

しかし、地域における支援体制の構築を一層進めるためには、継続的かつ十分な補助事業等の財政措置や事業所における医療型短期入所の報酬額のさらなる増額が必要です。

- 3 平成 28 (2016) 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、さらに本県においては、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が平成 30 (2018) 年 10 月に施行し、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現に向けて、相談および紛争の防止等のための体制整備や啓発活動の充実に取り組んでいるところです。

現在、全国的にも 30 を超える都道府県が障がい者差別解消に関する条例を制定しており、専門相談員の設置や相談による対応では、解決が困難な事案について抜本的な解決を進めていくための助言・あっせん、第三者機関の設置など、法の趣旨を条例で具体化する取組が広がっています。法の目的である、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、全国どこに住んでいても、どの行政機関においても一定の体制が確保されていることが求められており、多くの都道府県が取り組んでいる専門相談員による相談体制、紛争解決を図るための体制に関する費用や、合理的配慮の提供を推進するための環境整備や啓発活動等に関する費用については、法の趣旨に基づく全国的な基本的行政経費として、国による十分な財政措置を講じていただくことが必要です。

- 4 本県では、障がい者の自立と社会参加を促進し、県民の障がい者への理解を深めるため、障がい者スポーツの推進に取り組んでいるところですが、本県の障害者手帳交付者数が約 10 万人という中で、県障がい者スポーツ大会の参加者実数は 2 千人未満にとどまるなど、スポーツに取り組む障がい者はいまだ少ない状況です。

令和 2 (2020) 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、また、令和 3 (2021) 年には本県で全国障害者スポーツ大会が開催されることを好機ととらえて、選手や競技団体の育成、障がい者スポーツ指導員の養成や競技用具の整備などの練習環境の改善に取り組み、障がい者スポーツの普及、裾野の拡大を図ることとしています。これらの事業の一部は「地域生活支援事業」として国からの財政措置を受けて実施していますが、大部分を県費で賄っており、こうした取組を一層進めるためには、十分な財政措置を講じていただくことが必要です。

事務担当 子ども・福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、地域生活支援事業補助金及び障害者総合支援法補助金交付要綱
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、スポーツ基本法

22 水道施設に係る財政支援の充実および補助採択基準の運用の改善

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 水道施設整備費に係る補助金・交付金は、その要望額を確保すること。
- 2 水道施設整備費に係る補助金・交付金の補助事業区分等の新設や改廃にあつては、水道事業者が計画的に補助金・交付金を活用できるように、早期に情報提供すること。
- 3 老朽管更新事業および水道管路緊急改善事業の採択基準（平均水道料金）について、見直し時期等の運用を改善すること。

《現状・課題等》

- 南海トラフにおける大規模地震の発生に備えて、県内の水道事業者は、喫緊の課題として耐震化対策に取り組んでいるところですが、十分な耐震化対策には多額の事業費が必要であるため、水道施設整備費に係る補助金・交付金は必要不可欠な財源となっています。
- 「三重県北部広域圏広域的水道整備計画」に基づく浄水場の沈澱池等や取水・導水施設の整備が令和2（2020）年度から本格化するため、水道施設整備費に係る補助金・交付金は必要不可欠な財源となっています。
- 平成30（2018）年度および令和元（2019）年度は要望額に対して満額の内示をいただきましたが、平成27（2015）年からの3か年度では、要望した必要額が交付されず、水道事業者は計画どおり耐震化等の事業が進められず苦慮したところであり、引き続き予算の確保が必要です。
- 水道事業者は、経営戦略等に基づき計画的に水道施設の整備を行っています。水道施設整備費に係る補助金・交付金の補助事業区分等の新設や改廃にあつては、水道事業者が計画的に補助金・交付金を活用できるように、早期の情報提供が必要です。
- 老朽管更新事業および水道管路緊急改善事業の採択基準における平均水道料金は、事業採択年度の前年度12月頃に見直されていますが、この時期では水道事業者は次年度の財源を見通すことができず、事業を計画的に進めることができません。採択基準の見直しを前年度の早い時期とするなど配慮が必要です。
また、平均水道料金は事業者の規模の大小を問わず、事業者単位で平均した値とされており、実態に即していないため、世帯加重平均とするなど改善が必要です。

事務担当 環境生活部大気・水環境課、企業庁水道事業課

関係法令等 水道法、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱、水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱

23 簡易水道事業の統合に係る検証

(厚生労働省、総務省)

【提言・提案項目】 制度・予算

簡易水道事業の統合について検証を行い、事業者が抱える課題や問題点の解消に向け、取組を進めること。

《現状・課題等》

- 財務省は、平成 18 (2006) 年度予算執行調査で、水道普及はすでに概成しており、広域化の推進等により経営基盤の強化を図ることが重要であることから、今後「簡易水道事業の統合を推進すること」「簡易水道事業への国庫補助を限定すること」等を指摘しました。
厚生労働省は、その指摘を受け、平成 19 (2007) 年度から 10 年間で簡易水道事業の統合を推進し、平成 29 (2017) 年度以降は国庫補助を限定することとしたため、平成 28 (2016) 年度末までに多くの地方自治体で簡易水道事業の上水道事業への統合が行われました。
- 簡易水道事業統合の目的の一つとして「経営基盤の強化」があげられていましたが、簡易水道事業は中山間地域に多く地形上の制約等から施設の統廃合が難しいこと等から、上水道へ統合後も依然として経営基盤が弱い団体が多く存在します。
- 統合後の旧簡易水道事業については、過疎対策事業債および辺地対策事業債を充てることができず、繰出基準（建設改良費、高料金対策）についても 10 年間の経過措置があるものの、上水道の厳しい基準が適用されることとなりました。また、国庫補助金においても厳しい採択要件が設けられ、平成 29 (2017) 年度以降は補助金が充てられなくなりました。
- 三重県内の簡易水道事業を統合した市町では、水道事業を持続的に運営していくための財源確保が大きな問題となっており、財政支援措置を強く要望しています。
- こうしたことから、簡易水道事業の統合について検証を行い、事業者が抱える課題や問題点の解消に取り組む必要があります。

事務担当 環境生活部大気・水環境課
関係法令等 水道法、地方公営企業法

24 人口減少社会における水道事業の持続可能な仕組みづくり

(厚生労働省、総務省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

ライフラインである水道事業は、人口減少等により、中山間地域等で経営が危機的な状況になるおそれがあることから、「独立採算の原則」だけでなく、「利用者負担の格差に対する配慮」の観点から、持続可能な仕組みについて検討を進めること。

《現状・課題等》

- 本県の人口は、平成 19 (2007) 年にピークを迎え、すでに減少に転じています。令和 22 (2040) 年には県全体でピーク時の約 80%まで減少する見込みで、中山間地域を多く抱える県南部地域ではピーク時の約 50%まで減少する見込みです。
- 県内市町の水道事業の南北格差は拡大しており、すでに水道料金(20m³/月)は 3 倍以上の格差がついています。県南部地域の町がアセットマネジメントをしたところ、40 年後の水道料金(20m³/月)が 16,000 円と現在の水道料金の 6.7 倍になりました。今後、県南部地域では水道料金が急激に上昇していく可能性があります。
- 県南部地域では、基準外繰出に頼らざるを得ない水道事業者が多数あり、水道事業の持続可能性は危機的な状況にあります。こうした中、広域連携を進めるには、それぞれの水道事業者にとってメリットが必要です。
- 今後、中山間地域等で、水道料金の高騰や水道供給サービスの停止など、暮らしに大きな影響がでる可能性があり、「独立採算の原則」だけでなく、「利用者負担の格差に対する配慮」の観点から、持続可能な仕組みについて検討を進める必要があります。

事務担当 環境生活部大気・水環境課
関係法令等 水道法、地方公営企業法

25 人権が尊重される社会づくりの推進

(法務省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図るため、人権教育・啓発に関する施策を充実強化するとともに、地方自治体が主体的な取組による時機に合致した効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業や人権教育研究推進事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、国において、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立し、実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を早急に実施すること。

《現状・課題等》

- 1 偏見等による差別や人権侵害は依然として発生しており、さまざまな人権問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、問題の解決を図るためには、人権教育・啓発活動のさらなる推進が必要となっています。本県では、学校・家庭・地域が一体となった人権教育や人権センターを拠点とした啓発活動を実施するとともに、市町への財政的な支援などにより連携して取組を進めています。人権問題の解決に向けては、各地方自治体が地域の実情に応じて、主体的かつ時機に合致した効果的な教育・啓発活動に取り組む必要があり、そのためには人権啓発活動地方委託事業や人権教育研究推進事業の予算が十分に確保され、地方自治体の意向が十分に反映できる仕組みとなる必要があります。
- 2 本県では、人権侵害による被害者の救済に関して、人権センター等に相談窓口を設けて相談に応じています。しかし、地方自治体等には調査の権限がないなど相談対応には限界があることから、人権侵害行為の防止とともに、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済等に関する制度が早期に確立され、地方自治体等と連携して、きめ細かく被害者の救済を図っていく必要があります。
- 3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数は、近年増加の一途をたどっており、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)でも問題認識が示されたように、深刻な問題となっています。本県では、ネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やインターネットと人権に関する啓発講座を開催していますが、現行法等では有効な手段が取れないことが課題となっています。インターネット上の人権侵害については、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性をふまえ、速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含め、実効性のある対策を早急に講じることが必要です。

事務担当 環境生活部人権課、教育委員会事務局人権教育課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱、人権教育研究推進事業委託要項